

公害等調整委員会公示第一号

石見銀山遺跡関係鉱区禁止地域指定請求

鉱区禁止地域の指定の請求があったから、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第二十二條第二項及び鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則（昭和二十六年土地調整委員会規則第二号）第七條の規定により、次のとおり公示する。

平成十六年三月十七日

公害等調整委員会委員長 加藤 和夫

- 一 請求者名 島根県知事
- 二 地域の所在地 島根県大田市大森町、同市水上町、同市祖式町、同市久利町、邇摩郡温泉津町及び同郡仁摩町地内並びに同郡温泉津町及び同郡仁摩町地先海面
- 三 鉱物の名称 鉱業法（昭和二十五年法律第二八九号）第三條に規定する鉱物全部
- 四 地域の境界の表示 第二項記載の地内の次の二地域である。
 - 1 A地域 次の各境界点を番号順に結ぶ直線及び境界点第五二号と第一号を結ぶ直線

| 境界点 の番号 | 位 置 | | 備 考 |
|------------|------------|-------------|--|
| | 座標X(・)メートル | 座標Y(+)メートル | |
| 1 | 一〇〇、一〇〇 | 一九、一三一 | 表示の座標は、測量法（昭和二十四年法律第一八八号）に基づく平面直角座標系による。 |
| 2 | 一〇〇、八二七 | 二〇、二〇五 | |
| 3 | 九九、四九五 | 二一、六二二 | |
| 4 | 九八、七七三 | 二〇、四七四 | |
| 5 | 九七、三八六 | 一九、七〇六 | |
| 6 | 九七、四五三 | 一九、二二六 | |
| 7 | 九八、二三八 | 一九、三一九 | |
| 8 | 九八、〇〇六 | 一八、四八二 | |
| 9 | 九七、〇一五 | 一七、四一〇 | |
| 10 | 九六、〇四九 | 一九、二二一 | |
| 11 | 九七、七八五 | 二〇、四二二 | |
| 12 | 九七、六八六 | 二一、五二四 | |
| 13 | 九七、九四七 | 二三、一八〇 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|--|
| 43 | 42 | 41 | 40 | 39 | 38 | 37 | 36 | 35 | 34 | 33 | 32 | 31 | 30 | 29 | 28 | 27 | 26 | 25 | 24 | 23 | 22 | 21 | 20 | 19 | 18 | 17 | 16 | 15 | 14 | | |
| 九九、七五五 | 九八、九三五 | 九九、九九〇 | 一〇一、九〇九 | 一〇〇、三三〇 | 一〇〇、一六八 | 一〇〇、二八五 | 一〇〇、二九二 | 一〇〇、二〇二 | 一〇〇、二七九 | 一〇〇、四六六 | 一〇〇、五一一 | 一〇〇、五八五 | 一〇〇、七二三 | 一〇〇、八〇六 | 一〇〇、七六三 | 一〇〇、六七四 | 一〇〇、九七〇 | 一〇一、五三八 | 一〇一、三三三 | 一〇二、五三七 | 一〇二、一二五 | 一〇二、一二五 | 一〇一、二二三 | 九八、六四〇 | 九八、二五五 | 九六、四七一 | 九五、九六五 | 九六、九八一 | 九六、六〇四 | | |
| 一六、九二三 | 一五、四九六 | 一四、三三四 | 一五、七九四 | 一七、〇七八 | 一七、四六八 | 一七、六七〇 | 一七、九六一 | 一八、二九七 | 一八、四一五 | 一八、四四〇 | 一八、四八〇 | 一八、三九二 | 一八、三一六 | 一八、三六七 | 一八、六六九 | 一八、八〇五 | 一九、二六八 | 二一、一七五 | 二一、二六九 | 二二、六六〇 | 二四、七〇六 | 二五、六六六 | 二七、四一六 | 二六、四二二 | 二七、一八四 | 二七、三二八 | 二五、四九一 | 二四、九八五 | 二三、五六七 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|
| 53 | 52 | 51 | 50 | 49 | 48 | 47 | 46 | 45 | 44 |
| 一〇〇、三三四 | 一〇〇、一七二 | 一〇〇、〇四九 | 一〇〇、〇七三 | 一〇〇、一二七 | 一〇〇、〇四八 | 一〇〇、一〇七 | 一〇〇、〇四〇 | 九九、九八五 | 九九、九七五 |
| 一八、五九二 | 一八、五四九 | 一八、三三一 | 一八、〇九五 | 一七、九八四 | 一七、八六七 | 一七、七二〇 | 一七、六二五 | 一七、四七九 | 一七、三七〇 |
| | | | | | | | | | |

2 B地域 線の 次の各境界点を番号順に結ぶ直線及び境界点第六号と第一号を結ぶ直

| 境界点 の番号 | 位置 | | 備考 |
|------------|------------|-------------|--|
| | 座標X(・)メートル | 座標Y(+)メートル | |
| 6 | 九五、六五四 | 二二、一九五 | 表示の座標は、測量法(昭和二十四年法律第一八八号)に基づく平面直角座標系による。 |
| 5 | 九五、九四二 | 二二、四九〇 | |
| 4 | 九六、〇七九 | 二四、〇〇八 | |
| 3 | 九四、五二〇 | 二三、九五六 | |
| 2 | 九四、一二八 | 二三、〇五六 | |
| 1 | 九四、七〇四 | 二二、九六五 | |

五 地域図 次のとおり
 六 地域の面積
 A 地域 四、〇六六・九四ヘクタール
 B 地域 三〇四・〇五ヘクタール
 合計 四、三七〇・九九ヘクタール

七 請求の理由の要旨

1 請求地域は、生産遺跡や生活遺跡が多数存在する銀山柵内、大森銀山地区の伝統的な町並み、石見城跡、鞆ヶ浦、銀山街道等多数の文化財からなる、世界でも屈指の鉱山遺跡である石見銀山遺跡を中心とした地域である。また、請求地域とその周辺には、四季を通じて自然を満喫できる三瓶山、温泉津温泉、鳴き砂で有名な琴ヶ浜などもあり、歴史・文化・自然というバラエティに富んだ豊富な観光資源がある。

2 請求地域は、県が地元市町とともに調査研究等様々な取組を進めており、平成一三年四月には世界遺産の暫定リストに登載され、現在平成一九年六月の世界遺産登録を目指して所要の手續を進めている。

3 請求地域の地形は、標高五三八メートルの仙ノ山と標高四一四メートルの要害山に挟まれた標高一〇メートルほどの低山谷部を北東方向に流下する銀山川に沿って、遺跡の中心となる町並みが発達しており、海岸部は、リアス式の入り組んだ地形が発達して良好な港となっている。

請求地域の地質は、下層に新第三紀大森層の堆積岩とこれを貫く石英安山岩等があり、その上に第四紀更新世の都野津層群の礫岩及び砂岩が分布する。

4 請求地域内において鉱物の掘採が行われるならば、前記の貴重な文化財をはじめとする重要な観光資源等に重大な支障を与えるおそれがある。

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約においては、世界遺産の保護・保全等は、条約締約国に課せられた義務であり、世界遺産候補である石見銀山遺跡の保存・継承と県の重要な観光資源の保護に万全を期すため、鉱区禁止地域に指定することを請求するものである。

八 審問の申出等

1 本件に関し、審問を受けようとする者（土地所有者、土地に関し権利を有する者、鉱業権者、鉱業出願人その他の利害関係人）は、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則第八条の規定により、その氏名、職業、住所並びにその述べようとする意見の要旨及びその理由を記載した文書を平成一六年五月三十一日までに東京都千代田区霞が関三丁目一番一号中央合同庁舎第四号館内公害等調整委員会に提出されたい。

審問についての詳細は、追って本人に通知する。

2 公聴会については、追って官報に公示する。